

報告第16号

令和5年度

城里町
統一的な基準による財務書類

令和7年3月
城里町

令和5年度 城里町 統一的な基準による財務書類の公表について

現在の官公庁会計は、収入と支出を現金の受け渡し時点で認識する現金主義を採用しており、また作成する決算書は、単年度会計による単式簿記を用いた収支決算に基づいています。

これらの資料は、その年にどのような収入があり、それをどのように使ったかといった現金の動きがわかりやすい反面、これまでに整備してきた資産や将来返済しなければならない負債、行政サービスを実施するのに要した費用など、長期的かつ総合的な情報が不足していました。

総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を示し、平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するように要請してきました。

城里町ではこの要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、平成27年度決算より「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表しております。

複式簿記に基づき発生主義による財務書類を作成することにより、城里町が所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握できます。今後は、他団体との比較を行うことで、城里町の財政状況の特徴や課題を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めてまいります。

目次

城里町 統一的な基準による財務書類

(1) 貸借対照表〔バランスシート〕	・ ・ ・ ・ ・	2
(2) 行政コスト計算書	・ ・ ・ ・ ・	4
(3) 純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ ・	6
(4) 資金収支計算書	・ ・ ・ ・ ・	7
(5) 4つの財務書類からわかること	・ ・ ・ ・ ・	9

用語解説	・ ・ ・ ・ ・	11
------	-----------	----

対象とする会計の範囲

連結会計

全体会計

一般会計等

一般会計

特別会計等 国民健康保険特別会計（事業勘定）
国民健康保険特別会計（施設勘定）
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計（保険事業勘定）
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
水道事業会計
下水道事業会計

一部事務組合 笠間地方広域事務組合
茨城県市町村総合事務組合
茨城県後期高齢者医療広域連合
茨城租税債権管理機構
外郭団体 城里町開発公社
桂ふるさと振興センター
物産センター山桜
城里町社会福祉協議会

財務書類の数値は、表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。
人口一人当たりの数値を算出する際には、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口
18,079人により算定しております。

城里町 統一的な基準による財務書類

◎貸借対照表〔バランシート〕

(単位：百万円)

資産の部…①				負債の部…②			
科目名	一般会計等	全体会計	連結会計	科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	36,814	61,920	62,195	固定負債	13,186	33,644	33,766
有形固定資産	32,859	57,374	57,541	地方債等	11,122	19,734	19,734
事業用資産	13,521	13,728	13,877	長期未払金	—	—	—
土地	1,573	1,582	1,600	退職手当引当金	2,002	2,244	2,366
立木竹	—	—	—	損失補償等引当金	—	—	—
建物	23,094	23,564	23,857	その他	61	11,666	11,666
建物減価償却累計額	△ 12,046	△ 12,321	△ 12,492	流動負債	867	1,857	1,984
工作物	1,804	1,816	1,840	1年内償還予定地方債等	731	1,522	1,522
工作物減価償却累計額	△ 986	△ 994	△ 1,011	未払金	—	172	260
船舶	—	—	—	賞与等引当金	93	119	129
船舶減価償却累計額	—	—	—	預り金	43	44	44
建設仮勘定	82	82	83	その他	—	—	28
その他	—	—	—				
その他減価償却累計額	—	—	—				
インフラ資産	18,966	41,948	41,949				
土地	396	628	629				
建物	20	519	519				
建物減価償却累計額	△ 14	△ 179	△ 179				
工作物	49,895	77,500	77,500				
工作物減価償却累計額	△ 32,032	△ 37,308	△ 37,308				
建設仮勘定	701	788	788				
物品	1,207	5,599	5,689				
物品減価償却累計額	△ 834	△ 3,901	△ 3,975				
無形固定資産	8	620	620				
ソフトウェア	5	7	7				
その他	2	613	613				
投資その他の資産	3,946	3,926	4,034				
投資及び出資金	1,323	142	60				
有価証券	—	—	—				
出資金	140	140	58				
その他	1,183	2	2				
投資損失引当金	△ 20	△ 20	—				
長期延滞債権	113	178	178				
長期貸付金	5	5	5				
基金	2,532	3,636	3,804				
減債基金	119	119	119				
その他	2,412	3,517	3,685				
その他	—	0	2				
徴収不能引当金	△ 6	△ 15	△ 15				
流動資産	3,425	4,757	5,242				
現金預金	635	1,698	2,068				
未収金	32	223	246				
短期貸付金	1	1	1				
基金	2,759	2,759	2,837				
財政調整基金	2,667	2,667	2,744				
減債基金	93	93	93				
棚卸資産	—	8	19				
その他	—	74	78				
徴収不能引当金	△ 2	△ 7	△ 7				
繰延資産	—	—	—				
資産合計	40,239	66,677	67,436	負債・純資産合計	40,239	66,677	67,436

口貸借対照表とは？

年度末（令和6年3月31日）に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。これまでの負担と、将来の負担とのバランスを見ることができます。

- | | |
|-------|---|
| ① 資産 | ： これまでに形成してきた将来の世代に引き継ぐ社会資本（学校、公園、道路など）や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産 |
| ② 負債 | ： ①のうち、地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの |
| ③ 純資産 | ： ①のうち、過去及び現役の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産 |

口貸借対照表からわかること

城里町では今までに、一般会計等ベースで402億3千9百万円、全体会計ベースで666億7千7百万円、連結会計ベースで674億3千6百万円の資産を形成してきました。

そのうち、純資産である261億8千6百万円（一般会計等）、311億7千6百万円（全体会計）、316億8千6百万円（連結会計）については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済んでおります。負債は140億5千3百万円（一般会計等）、355億1百万円（全体会計）、357億5千万円（連結会計）となっております。

これまでに形成した資産と、将来の町民負担となる負債を町民1人あたりに換算すると、一般会計等ベースでは、223万円の資産に対して、78万円の負債となっており、145万円の純資産を保有していることとなります。全体会計ベースでは、369万円の資産に対して、196万円の負債となっており、純資産は173万円です。連結会計ベースでは、373万円の資産に対して、198万円の負債となっており、純資産は175万円となります。

また、負債については基準財政需要額に算入されることで、将来の充当財源が確保されているものもあることから、将来の負担額から充当可能財源額を差し引いた実質的な将来負担額が計算されており、約21億9千万円で、将来負担額は1人当たり12万1千3百円となっております。（令和5年度財政健全化指標の計算より）

尚、地方債の中には地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、町において不足額を補てんするため発行する臨時財政対策債が含まれています。臨時財政対策債などの特例地方債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され交付の対象となります。一般会計等での貸借対照表計上の地方債当期末残高118億5千3百万円のうち、特例地方債の当期末残高は36億1百万円となっており約3割を占めています。また、分析指標の一つである「社会資本等形成の世代間負担比率」では、臨時財政対策債を含む特例地方債を除外して算出されています。

一般会計等に比べ全体会計においてインフラ資産、負債・純資産の金額が増加するのは、水道事業・下水道事業における関連施設・設備とそれに対応する財源としての公債や過去に受領した補助金等が加算されていることが主な要因です。

◎行政コスト計算書(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	9,286	14,493	17,753
業務費用	5,358	7,437	8,691
人件費 …①	1,681	2,028	2,489
職員給与費	1,269	1,566	1,908
賞与等引当金繰入額	93	118	118
退職手当引当金繰入額	10	13	13
その他	309	330	449
物件費等 …②	3,533	4,933	5,592
物件費	1,476	1,875	2,077
維持補修費	235	311	316
減価償却費	1,822	2,747	2,759
その他	—	—	440
その他の業務費用 …③	144	476	609
支払利息	61	208	208
徴収不能引当金繰入額	6	12	12
その他	77	257	390
移転費用 …④	3,928	7,056	9,062
補助金等	2,060	5,823	7,826
社会保障給付	1,223	1,223	1,223
他会計への繰出金	631	—	—
その他	14	10	14
経常収益	287	990	2,040
使用料及び手数料	127	671	672
その他	160	319	1,368
純経常行政コスト	8,999	13,503	15,713
臨時損失	36	36	35
災害復旧事業費	0	0	0
資産除売却損	34	34	34
投資損失引当金繰入額	1	1	—
損失補償等引当金繰入額	—	—	—
その他	0	0	1
臨時利益	1	1	1
資産売却益	1	1	1
その他	0	1	1
純行政コスト	9,034	13,537	15,746

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

ロ行政コスト計算書とは？

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、④移転費用に区分して表示したものです。これらの費用から、町民の皆様にご負担いただく使用料等を差し引いたものが純経常行政コスト（毎年度、継続的に発生するもの）となります。さらに臨時損失と臨時利益の差額を加えたものが純行政コストとなります。

なお、純行政コストは6ページの純資産変動計算書「純行政コスト（△）」と連動します。

① 人件費	： 職員給与や賞与等または退職手当引当金繰入額 （当該年度に引当金として新たに繰り入れた額）など
② 物件費等	： 備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費 （社会資本の経年劣化等に伴う減少額） および委託料や使用料、手数料など
③ その他の業務費用	： 地方債償還の利子など
④ 移転費用	： 町民への補助金や児童手当、社会保障経費など

ロ行政コスト計算書からわかること

令和5年度の経常費用合計から、町民の皆様にご負担いただいた使用料等を差し引いた純経常行政コストは、一般会計等ベースで89億9千9百万円、全体会計ベースで135億3百万円、連結会計ベースで157億1千3百万円です。これを町民一人当たりへ換算すると一般会計等ベースで50万円、全体会計ベースで75万円、連結会計ベースで87万円になります。

経常費用から経常収益を引き、臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、それぞれ90億3千4百万円（一般会計等）、135億3千7百万円（全体会計）、157億4千6百万円（連結会計）となり、この不足部分については、町税や地方交付税などの一般財源や国・県補助金などで賄っています。

一般会計等に比べ全体会計での「経常費用」の経費が大きいのは、主として国民健康保険、介護保険の保険給付費が合算されているためです。

◎純資産変動計算書(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等			全体会計			連結会計			
	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	他会計 出資等分
期首純資産残高	26,751	40,236	△ 13,486	31,701	66,111	△ 34,410	32,248	66,488	△ 34,259	19
純行政コスト（△） …①	△ 9,034		△ 9,034	△ 13,537		△ 13,537	△ 15,746		△ 15,747	1
財源 …②	8,466		8,466	13,000		13,000	15,178		15,178	—
税収等	6,821		6,821	8,597		8,597	9,660		9,660	-
国県等補助金	1,645		1,645	4,403		4,403	5,518		5,518	-
本年度差額	△ 567		△ 567	△ 537		△ 537	△ 569		△ 570	1
固定資産等の変動（内部変動） …③		△ 665	665		△ 1,433	1,433		△ 1,455	1,455	—
有形固定資産等の増加		1,024	△ 1,024		1,492	△ 1,492		1,497	△ 1,497	—
有形固定資産等の減少		△ 1,822	1,822		△ 2,766	2,766		△ 2,779	2,779	—
貸付金・基金等の増加		688	△ 688		410	△ 410		439	△ 439	—
貸付金・基金等の減少		△ 555	555		△ 569	569		△ 613	613	—
資産評価差額 …④	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無償所管換等 …⑤	3	3	—	3	3	—	3	3	—	—
他団体出資等分										—
比例連結割合変更に伴う差額							△ 5	△ 4	△ 1	—
その他	—	—	—	9	—	9	9	△ 0	9	—
当期純資産変動額	△ 565	△ 662	98	△ 525	△ 1,431	906	△ 561	△ 1,456	894	1
期末純資産残高	26,186	39,574	△ 13,388	31,176	64,680	△ 33,504	31,686	65,032	△ 33,365	20

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

□純資産変動計算書とは？

純資産（過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産）が令和5年度中にどのように増減したか、あるいはその内部構成はどのように変動したかを表示したものです。期末残高は2ページの貸借対照表の純資産の合計と連動します。

- ① 純行政コスト（△）：4ページの「行政コスト計算書」純行政コストと連動します。
 ② 財 源：「税収等」は地方税、地方交付税及び地方譲与税等を、「国県等補助金」は国庫支出金及び都道府県等支出金を表します。

※①、②の差額である「本年度差額」は純行政コストが税収等の財源でどれだけ賄われているかを表しています。

③ 固定資産等の変動

有形固定資産等の増加：固定資産の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額

有形固定資産等の減少：固定資産の減価償却及び除売却額等

貸付金・基金等の増加：貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額

貸付金・基金等の減少：貸付金の償還及び基金の取崩による減少額等

※「固定資産形成分」は金銭以外の将来利用できる資源を表し、「余剰分（不足分）」は原則として金銭の形態で保有される費消可能な資源の蓄積を表します。

④ 資産評価差額：有価証券等の評価差額を表します。

⑤ 無償所管換等：無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。

□純資産変動計算書からわかること

令和5年度においては、純資産が一般会計等ベースで△5億6千5百万円減少し261億8千6百万円、全体会計ベースでは△5億2千5百万円減少し311億7千6百万円、連結会計ベースでは△5億6千1百万円減少し316億8千6百万円となっています。これを町民一人当たりに換算すると一般会計等ベースで145万円、全体会計ベースで173万円、連結会計ベースで175万円となります。

◎資金収支計算書(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
【業務活動収支】 …①			
業務支出	7,479	11,642	14,866
業務費用支出	3,551	4,586	5,804
人件費支出	1,669	2,011	2,461
物件費等支出	1,746	2,147	2,785
支払利息支出	61	208	208
その他の支出	76	221	350
移転費用支出	3,928	7,056	9,062
補助金等支出	2,060	5,823	7,826
社会保障給付支出	1,223	1,223	1,223
他会計への繰出支出	631	—	—
その他の支出	14	10	14
業務収入	8,694	13,521	16,759
税収等収入	6,804	8,424	9,487
国県等補助金収入	1,598	4,083	5,198
使用料及び手数料収入	130	693	695
その他の収入	163	320	1,379
臨時支出	0	0	1
災害復旧事業費支出	0	0	0
その他の支出	—	0	0
臨時収入	—	1	1
業務活動収支	1,216	1,879	1,893
【投資活動収支】 …②			
投資活動支出	1,687	1,920	1,955
公共施設等整備費支出	1,024	1,539	1,544
基金積立金支出	339	378	408
投資及び出資金支出	322	—	0
貸付金支出	3	3	3
その他の支出	—	—	—
投資活動収入	581	693	738
国県等補助金収入	48	114	114
基金取崩収入	529	543	588
貸付金元金回収収入	4	4	4
資産売却収入	1	1	1
その他の収入	—	32	32
投資活動収支	△ 1,106	△ 1,227	△ 1,217
【財務活動収支】 …③			
財務活動支出	783	1,590	1,590
地方債等償還支出	750	1,557	1,557
その他の支出	33	33	33
財務活動収入	764	1,067	1,067
地方債等発行収入	764	1,067	1,067
その他の収入	—	—	—
財務活動収支	△ 19	△ 523	△ 523
本年度資金収支額	90	129	152
前年度末資金残高	502	1,526	1,873
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	△ 1
本年度末資金残高	592	1,655	2,025

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

口資金収支計算書とは？

1年間の資金の増減を①業務活動収支、②投資活動収支、③財務的収支に区分し残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| ① 業務活動収支 | ： 行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの |
| ② 投資活動収支 | ： 学校、公園、道路などの資産形成や投資、貸付金などの収入、支出など |
| ③ 財務活動収支 | ： 地方債、借入金などの収入、支出など |

口資金収支計算書からわかること

令和5年度において、資金が一般会計等ベースでは9千万円増加、全体会計ベースでは1億2千9百万円増加、連結会計ベースでは1億5千2百万円増加しております。その結果、期末資金残高はそれぞれ、5億9千2百万円（一般会計等）、16億5千5百万円（全体会計）、20億2千5百万円（連結会計）になります。

内訳を見ますと「業務活動収支」が12億1千6百万円（一般会計当）、18億7千9百万円（全体会計）、18億9千3百万円（連結会計）のプラス、「投資活動収支」がそれぞれ△11億6百万円（一般会計等）、△12億2千7百万円（全体会計）、△12億1千7百万円（連結会計）のマイナスとなっています。

地方債等借入関連を除いた収入と支出のつり合いを表す「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」（支払利息支出を除く業務活動収支と基金収支を除外した投資活動収支の合算）は、一般会計等ベースで△2千1百万円のマイナス、全体会計ベースで6億9千5百万円のプラス、連結会計ベースで7億3百万円のプラスとなりました。

また、「財務活動収支」が△1千9百万円（一般会計等）、△5億2千3百万円（全体会計）、△5億2千3百万円（連結会計）のマイナスとなっています。

□ 4つの財務書類からわかること

I. 資産の状況・・・「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表す指標

1 住民1人当たりの資産額〔資産合計／住民基本台帳人口〕

（一般会計等） 223 万円 / （全体会計） 369 万円 / （連結会計） 373 万円

※令和6年1月1日現在の住民基本台帳 （18,079人） による

2 歳入額対資産比率〔資産合計／歳入合計〕

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

（一般会計等） 3.82 年分 / （全体会計） 3.97 年分 / （連結会計） 3.30 年分

3 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

〔有形固定資産の減価償却累計額／取得価格等〕

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど老朽化の程度が高いということになります。

（一般会計等） 60.3% / （全体会計） 49.1% / （連結会計） 49.2%

II. 資産と負債の比率・・・「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表す指標

1 純資産比率〔純資産／総資産〕

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれています。総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しており、世代間の負担の割合を見ることが出来ます。

（一般会計等） 65.1% / （全体会計） 46.8% / （連結会計） 47.0%

2 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

〔地方債合計－特例地方債／公共資産（有形固定資産＋無形固定資産）〕

社会資本の整備の結果を示す事業用資産とインフラ資産の形成コストを将来の負担となる公債などの負債でどれだけ負担したのかを表します。

この指標が高いほど将来の世代が負担すべき割合が高いことを表します。

尚、総務省の算定式において、地方財政の財源不足や減税に伴う減収等を補てんするために発行する特例的な地方債は除外されますが、その他の合併特例債等の一部交付税措置が予定されるものが多く含まれており、実際の比率は現在の値より低いと言えます。

（一般会計等） 25.1%

Ⅲ. 負債の状況・・・「財政に持続可能性があるか（どのくらい借入があるか）」を表す指標

1 住民1人当たりの負債額〔負債合計／住民基本台帳人口〕

（一般会計等） 78 万円 / （全体会計） 196 万円 / （連結会計） 198 万円

※令和6年1月1日現在の住民基本台帳 （18,079人） による

※財政健全化指標より

2 実質的な将来負担額 = 将来負担額（地方債の現在高+債務負担行為+退職手当負担見込額等） － 充当可能財源（充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額）

将来の負担額から、充当可能財源の見込額を差し引いた将来負担額を求めることで、より実質的な将来負担額を見ることが出来ます。

（全体会計） 21億 9千万円

住民1人当たりの負債額〔実質的な将来負担額／住民基本台帳人口〕

（全体会計） 12万 1千 3百円

Ⅳ. 行政コストの状況・・・「行政サービスは効率的に提供されているか」を表す指標

● 住民一人当たり行政コスト〔各行政コスト／住民基本台帳人口〕

	（一般会計等）		（全体会計）		（連結会計）
住民一人当たり純経常行政コスト	50 万円	/	75 万円	/	87 万円
住民一人当たり純行政コスト	50 万円	/	75 万円	/	87 万円
住民一人当たり人件費	9 万円	/	11 万円	/	14 万円
住民一人当たり減価償却費	10 万円	/	15 万円	/	15 万円
住民一人当たり補助金等	11 万円	/	32 万円	/	43 万円

※令和6年1月1日現在の住民基本台帳 （18,079人） による

Ⅵ. 自律性・・・「歳入はどのくらい税収等で賄われているか （受益者負担の水準はどうなっているか）」を表す指標

● 受益者負担の割合〔経常収益／経常費用〕

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

（一般会計等） 3.1% / （全体会計） 6.8% / （連結会計） 11.5%

1 貸借対照表

- (1) 事業用資産 . . . 公共サービスに供されている資産で、インフラ資産、物品以外の資産（例：学校、公営住宅等）
- (2) インフラ資産 . . . 道路、上下水道等の社会基盤となる資産
- (3) 無形固定資産 . . . ソフトウェア、地上権等
- (4) 投資その他の資産 . . . 有価証券、外郭団体への出資金、出えん金、基金、積立金など
- (5) 長期延滞債権 . . . 1年を超えて回収されていない未収金等の収入未済額
- (6) 徴収不能引当金 . . . 徴収不能のおそれのある債権見込み額
- (7) 未収金 . . . 税や使用料などの未収金
- (8) 地方債等 . . . 町が資産形成する時などに発行する公債等
- (9) 預り金 . . . 職員給与等から控除した税金及び社会保険料、契約保証金等

2 行政コスト計算書

- (1) 経常費用 . . . 毎年度継続的に発生する費用
- (2) 社会保障給付 . . . 扶助費（生活保護、児童手当等）など
- (3) 他会計への繰出金 . . . 特別会計への繰出金など

3 純資産変動計算書

- (1) 期首純資産残高 . . . 前年度末の純資産額

4 資金収支計算書

- (1) 投資及び出資金支出 . . . 有価証券および外郭団体等への出資にかかる支出
- (2) 地方債等償還支出 . . . 公債や借入金の元本償還にかかる支出

報告第 17 号

令和 6 年度

城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

(令和 5 年度分対象)

城里町教育委員会

令和5年度教育行政に関する第2次城里町総合計画施策の体系

〈基本構想〉

【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

- 施策1 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の促進
- 施策2 確かな学力と自ら考える力の育成
- 施策3 豊かな人間性と社会性の育成
- 施策4 健康な身体と体力の育成
- 施策5 特別支援教育の充実
- 施策6 質の高い幼児教育の推進

安心して学べる教育環境の整備

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 学習環境の整備
- 施策3 家庭・地域の教育力の向上
- 施策4 学校と地域の連携・協働の推進
- 施策5 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上

生涯にわたって学べる環境の整備

- 施策1 生涯学習の充実
- 施策2 生涯スポーツの充実
- 施策3 生涯学習施設の有効な活用
- 施策4 多様な学びの場の確保

郷土の文化の継承と文化財の保護

- 施策1 地域文化の伝承
- 施策2 文化財の保護とPR

総合計画・教育振興基本計画に基づく基本方針と施策の方向

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

【基本方針】

確かな学力定着や個性を引き出す多様な教育の機会の提供に努め、これからの社会を生き抜く力を身につける教育を目指していきます。

また、ふるさとを愛する心を育み、地域を支えていく人材を育てていきます。

【施策の方向】

(1) 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の推進

城里町教育大綱（教育の基本理念）の町民への周知に努めるとともに、児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。

児童生徒が社会や世界との接点を持つことで、自らの可能性を広げること、ふるさとの魅力を再認識することを目指して、さまざまな職業に触れるキャリア教育やグローバル化に対応した英語学習、現代社会が抱える課題を学ぶ総合学習など多様な教育機会の提供に努めます。

(2) 確かな学力と自ら考える力の育成

反復学習により習得した学習習慣や基礎的・基本的な学力を土台に、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図ります。

コンピュータ等を活用した能動的な学習や、子ども同士による学び合いをはじめとする双方向型の授業を積極的に推進し、児童生徒が主体性を持ち、多様な人々と協働して課題を解決する力を育てます。

小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、小・中学校が連携して、義務教育期間を通し子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組みます。

(3) 豊かな人間性と社会性の育成

少人数学級の強みを活かした教職員と児童生徒との密なコミュニケーションにより、自己肯定感・自己有用感の醸成を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努め、いじめや暴力を未然に防ぐ生徒指導の充実を図ります。また、相談を必要とする児童生徒が適切な相談を受けることができるような体制を整備します。

児童生徒が学級や学校を超えて交流する機会として、他校との交流や地域と

の交流をはじめとする校外活動を積極的に進め、コミュニケーション能力や豊かな心の育成に努めます。

児童生徒の学年の段階に応じた道徳教育や人権教育の指導に努めます。

(4) 健康な身体と体力の育成

健やかな心身の発育・発達や健康的な生活習慣の定着の大切さへの理解を促す学校保健学習の指導を行います。

体育の授業においては、運動を通じ児童生徒の体力の維持・向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しめるよう様々な運動に触れる機会の提供に努めます。

児童生徒の正しい食習慣の定着や食を大切にする意識の育成を図るとともに、地産地消を取り入れた、安全で美味しい学校給食の提供を推進します。

(5) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立の能力と態度を育成する指導に努めます。

また、校内のバリアフリー化等の教育環境の整備や特別支援教育への理解の促進などを進め、特別な支援が必要な児童生徒への支援や対応の拡充を図ります。

(6) 質の高い幼児教育の推進

遊びや生活を通じて学びの基礎となる好奇心や探究心の育成や基本的生活習慣の育成や規範意識の定着を図る幼児教育の充実に努めます。また、幼児一人ひとりの発達に応じた指導を適切に行うことができるよう教職員の資質の向上を図ります。

子どもたちが認定こども園等から小学校へと円滑に移行できるよう、各施設の指導者が連携し、幼児・児童に関する情報交換や、幼児期の教育と義務教育の相互理解の構築を推進します。

安心して学べる教育環境の整備

【基本方針】

質の高い教育を指導する教職員の資質・能力の向上や、児童生徒の学習意欲を高める安全な学習環境の維持・向上に努めます。

学校・地域・家庭の連携の強化並びに家庭教育や地域での教育力の向上を図り、地域の学びの拠点となる、開かれた学校を中心とした総合的な教育環境の整備を図ります。

【施策の方向】

(1) 教職員の資質・能力の向上

児童生徒の確かな学力の修得を目指し、指導する教職員の資質・能力を向上させるため、研修や教育研究活動等を支援します。

教職員が意欲を持って勤務できるよう、身体だけでなく精神的疲労に対処するため、県の講習会への参加促進やカウンセリング等の相談窓口の紹介を行います。

(2) 学習環境の整備

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時の避難場所にも利用される学校施設の老朽化対策を推進し、施設の安全の確保に努めます。また、今後の少子化に伴い、小中学校の適正規模や適正配置等を検討します。

学校教材の充実や情報通信技術（ICT）利活用のための基盤の整備、遠隔授業やデジタル教材といったオンライン学習のための環境整備など、児童生徒の学習環境の向上にも努めます。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開催など家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。また、青少年や家庭が抱える問題に対処するため、地域に相談員を配置し相談体制を確保します。

地域における子どもたちの居場所や学びの場づくりを進めるため、子どもが参加できる地域行事や高校生会などの活動の活性化を促進するとともに、子どもたちが交流し安心できる新たな居場所についても検討を進めます。

地域のパトロールや登下校時の見守りなどボランティア活動への地域住民の参加を促し、学校、家庭、地域が連携し児童生徒の健全な育成を図ります。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校と家庭や地域社会が相互に連携・協力した学校教育の実現を目指して、学校のホームページ等を活用した保護者や地域住民に対する情報発信を積極的に進めるとともに、コミュニティ・スクール制度を取り入れ、幅広く意見や助言を求め、地域に開かれた学校づくりや学校運営の工夫や改善を進めます。

子どもたちの放課後等の安全な居場所を確保するため、放課後子ども教室や長期休みの期間中の学習を支援する校外学習などの拡充も検討します。

地域の人材を活用した総合的な学習の時間や職業体験などのキャリア教育を実施します。また、地域の自然や資源を活かした学習・体験講座を実施し、週末等を有効に過ごす機会を提供します。

(5) 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上

遠距離通学の負担を軽減するため、スクールバスの運行や、町外へ通学する高校生に対する路線バス・鉄道の利用にかかる交通費の補助を行います。

家庭環境の要因により、経済的理由で就学困難となっている家庭の児童生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費等の援助を行います。また、意欲と能力がありながら経済的理由により、高校や大学への就学が困難な生徒・学生に対しては、学資の貸与や独自の奨学金制度の検討などの支援を図ります。

生涯にわたって学べる環境の整備

【基本方針】

すべての町民が、いつでも、どこでも、誰でも、楽しく参加できる生涯学習・生涯スポーツのまちづくりを目指して、施設の効率的な運営やサービスの向上、魅力的なプログラムの開発や人材の育成などの環境の整備を推進します。

【施策の方向】

(1) 生涯学習の充実

町民が主体となり、生涯にわたって質の高い学びを進めていけるように、社会教育諸団体、町民会議などの活動運営に対する支援を行うとともに、あらゆる世代の多様な学びの場の提供を図ります。

コミュニティセンター城里では、ホールを活用して音楽や舞台芸術などにふれる機会を確保します。各公民館においては、多彩な講座や教室のメニューを提供するとともに、その受講生や自主的に活動を行う団体が、日頃の活動の成果を発表する場となる展示イベントを開催します。

町民の中から掘り起こした各分野の優れた人材や、生涯学習講座やサークル活動で習得した技能を持つ人材の登録制度の導入などを検討します。

(2) 生涯スポーツの充実

スポーツ協会やスポーツ少年団などの生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進するとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の指導者等の養成・支援に努めます。

町民の健康維持・増進や体力づくりのために、マラソン大会等のスポーツ行事を開催します。また、町内に七会町民センター「アツマーレ」等の施設があることを活かして、町民のスポーツへの関心を高めるとともに、専門的な知見に基づいた高齢者や障害者に対する効果的な体操プログラムの提供などの取組も検討します。

町ホームページや広報紙などを活用し、スポーツに関する幅広い情報提供を

行い、町民スポーツの普及に努めます。

(3) 生涯学習施設の有効な活用

生涯学習施設や社会体育施設は、町民の生涯学習・生涯スポーツ活動の拠点として、誰もが利用しやすい施設を目指して、部屋の貸出や予約、講座の受付などの運営改善を進めます。

利用者の安全性や利便性を確保するため、各施設の保守点検を行い適切な維持管理を図ります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などについては、窓口サービスや使用料の見直し、今後の改修や維持・管理の方法などについて検討します。

公民館では、各地域のニーズや実態を把握し、公民館機能の有効利用を図り、地域に密着した公民館運営を推進します。また、地域活動の拠点としての充実を図ります。

図書館では、町民の文化、教養、生活の向上に寄与する生涯学習施設として、資料の充実と提供に努めます。また、限られた資源を有効に活用するとともに、読書のさまざまな魅力や価値を伝えるため、コミュニティセンター城里、学校図書室との連携なども検討します。

(4) 多様な学びの場の確保

少子高齢化や人生 100 年時代への対応した多様な学びの場の確保を推進します。今後発生が予想される「働きながら学びたい」「遠くの施設まで通えない」等の多様なニーズに応えるため、オンラインでの講座の開催や高齢者等を対象にしたスマートフォン講座の開催、こうした活動を行う団体への支援などを検討します。

地域においては、3 世代交流事業や子ども会活動への支援を行います。

郷土の文化の継承と文化財の保護

【基本方針】

地域への誇りや愛着の源となる郷土芸能や地域文化を長く後世に受け継いでいくため、保存活動への支援や町民への周知を図ります。

地域の歴史・文化を掘り起こし、有形・無形文化財への登録等により積極的な保護・保全や町内外への PR を図ります。

【施策の方向】

(1) 地域文化の伝承

古内大杉ばやしや八木節源太おどりなどに代表される各地区の郷土芸能の継承と保存活動を支援します。

町内外の各種イベントなどでこうした郷土芸能を発表する場を設け、活動の継続や周知の後押しを図るとともに、自分が住んでいる地区以外の活動に触れ・交流する機会として、複数の団体が一堂に会して発表する場を設けることも検討します。また、担い手の高齢化や会員の減少に対応するため、映像等による記録の作成や、これらを活用した学校教育での保存・継承活動の展開、町内外への映像の配信なども検討します。

黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用していきます。

（２）文化財の保護とＰＲ

町内にある文化資源の調査・収集を進め、貴重な文化財の保護・保存に努めます。また、町の重要な文化財を町文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。

埋蔵文化財分布地図や文化財ガイド、案内看板などの各種媒体を活用し、地域の歴史を町内外に向けて周知するとともに、歴史の掘り起こしや周知を通じた地域の活性化を図ります。特に、調査が完了した頓（徳）化原古墳については、案内看板の設置や史跡公園としての整備を検討します。

教育委員会の主要事務事業評価シート（令和5年度対象）

I ともに社会を生き抜く力を身につける教育

- 施策1 ALT(外国語指導助手)設置事業
- 施策2 TT非常勤講師配置事業
- 施策3 適応指導事業(うぐいすのひろば)
- 施策3 ふれあいの船事業
- 施策5 特別支援教育就学奨励費事業

II 安心して学べる教育環境の整備

- 施策5 就学支援事業

III 生涯にわたって学べる環境の整備

- 施策1 花いっぱい運動事業
- 施策1 令和6年はたちの集い式典事業
- 施策1 青少年育成城里町民会議
- 施策1 コミュニティセンター城里自主事業
- 施策2 城里町マラソン大会

IV 郷土の文化の継承と文化財の保護

- 施策1 地域文化の伝承
- 施策2 文化財の保護とPR(文化財保護事業)

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育			施策1
事業名	A L T（外国語指導助手）設置事業			城里町の発展を牽引する人を育てる教育の促進（国際理解教育の推進）
事業の目的	小学校段階からの英語活動を通じたコミュニケーション能力の向上と中学校英語教育を充実させる。また英語教員の英語力の向上と授業の充実を図る。			
事業の内容・効果	4人のA L Tを小中学校に派遣し、中学校においては英語科教育の充実を、小学校においては、外国語活動及び国際理解教育の充実を図る。 児童生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の向上に寄与した。 町単独契約（4人） 週35時間勤務 （事業開始：平成23年度）			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	14,145 千円
	項	教育総務費	執行済額	13,094 千円
	目	事務局費	予算執行率	92.6%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	教育委員会が外国人と直接雇用契約をしている。 国際化がますます進展し、国際感覚、コミュニケーション能力が更に必要となっているため、更に事業の充実が必要である。		
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	事業目的の達成に寄与している。 国際化が伸展して行く中、英語の活用能力の向上には大いに有効である。		
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	4人のA L Tを、各学校の時間割に合わせ、分散して配置しており、効率的に行われている。		
R3年度 決算額	13,828 千円	外部評価委員会の意見 A L Tと小中学校教員及び各学校教員間の連携を図りながら効果ある指導に努め、人員確保のみでなく人材確保にも力点を置き、事業の継続に努められたい。 また、I C T環境が整備されてきているので、教員と連携を図りながら、タブレット端末を活用した学習に取り組んでいただきたい。		
R4年度 決算額	13,428 千円			
R5年度 決算額	13,094 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育			施策2 確かな学力と自ら考える力の育成 (確かな学力の定着)
事業名	T T 非常勤講師配置事業			
事業の目的		補助教員を配置して、学習態度や生活習慣をしっかり身につけさせ、児童生徒の基礎学力の向上を図りスムーズな学校生活が送れるようにする。		
事業の内容・効果		各小中学校に補助教員を配置して、複数の教員で学習指導や生活指導を行うことにより、児童生徒の学力の向上及び生活習慣の習得に寄与できた。 各小中学校に配置 小学校 計7人 週25時間 中学校 計2人 週20時間		
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	18,099 千円
	項	教育総務費	執行済額	17,769 千円
	目	事務局費	予算執行率	98.2%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		町単独事業である。 複数の教員で対応することにより、きめ細かな学習指導を行うことができる。	
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		担任とT Tによる指導法の工夫ができ、教育効果の向上に寄与している。学習の理解度や児童の特性にも配慮している。	
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		基礎学力の向上を図るために、複数の教員による学習指導は効率的である。	
R3 年度 決算額	17,601 千円		外部評価委員会の意見 小中学校教員とT T講師との協調関係を図り、より効率性を高めて、今後も事業の継続に努められたい。 小学校においては、学年にかかわらず各校の児童の状況に配慮して配置し、成果をあげているので継続されたい。	
R4 年度 決算額	17,308 千円			
R5 年度 決算額	17,769 千円			

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

- 11 -

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育			施策3	
事業名	ふれあいの船事業			豊かな人間性と社会性の育成 (コミュニケーション能力の育成)	
事業の目的		北海道の雄大な自然の中での集団活動をととして、相互の心のふれあいや自然とのふれあいを深めるとともに、学校生活では得られない貴重な体験を会得して、心身ともに調和のある人間形成を図ることを目的とする。			
事業の内容・効果		町内の小学校6年生を対象に、上記目的を達成するため船を利用して4泊5日の体験学習を実施した。他校の児童との交流や普段とは違った環境での体験により、心身の成長を得られた。 対象児童 113人 参加児童 101人 (事業開始：平成18年度)			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	8,939千円	
	項	社会教育費	執行済額	8,731千円	
	目	社会教育総務費	予算執行率	97.7%	
評価項目	評価		理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		コロナ禍後4年ぶりの事業開催となったが、事業の目的達成に貢献しており妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		人間形成を図る目標の達成に寄与できる。		
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低		物価高騰等による交通費の増加により総事業費が増えたが、行程や事業費を見直し、最小限の個人負担金で事業を実施した。		
R3年度 決算額	0千円		外部評価委員会の意見		
R4年度 決算額	6,095千円		コロナ禍後4年ぶりに事業を実施したことは大いに評価できる。		
R5年度 決算額	8,731千円		今後は児童数の減少、保護者の希望等を考慮し、児童のためになる内容となるよう段階的な検討を望みたい。		

令和 5 年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育			施策 5 特別支援教育の充実 (豊かな心と健やかな体の創造)
事業名	特別支援教育就学奨励費事業			
事業の目的		特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。		
事業の内容・効果		特別支援学級へ就学する児童生徒及び学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、学用品費等の支給を行い、特別支援学級への就学の充実を図った。 該当児童生徒 24 人 (事業開始：平成 31 年度)		
予算科目	款	教育費	予算現額 (千円)	650 千円
	項	小学校費・中学校費	執行済額	423 千円
	目	教育振興費	予算執行率	65.1 %
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	城里町教育支援委員会において、特別な配慮を要する児童生徒について調査審議し、決定している。		
R3 年度 決算額	212 千円	外部評価委員会の意見 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R4 年度 決算額	533 千円			
R5 年度 決算額	423 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策5	
事業名	就学支援事業		教育へのアクセス（受けやすさ）の向上 （豊かな心と健やかな体の創造）	
事業の目的		経済的な理由で児童生徒の就学が困難な場合に、学校で必要な経費の一部を援助する。		
事業の内容・効果		生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる程度困窮すると認められる世帯等の児童生徒の保護者に、学用品費等の援助を行い児童の教育環境を整えた。 要保護児童生徒5人、準要保護児童生徒77人、事前支給9人		
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	7,083 千円
	項	小学校費・中学校費	執行済額	5,039 千円
	目	教育振興費	予算執行率	71.1%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高 ■ □ □ □ 低	認定要件の緩和が図られ、対象者が広がった。 事務の効率も図られた。		
R3 年度 決算額	3,481 千円	外部評価委員会の意見 一人親世帯や低所得世帯など経済的支援を必要とする家庭は一定数あるので、児童生徒の教育環境を維持するため今後も継続事業とされたい。		
R4 年度 決算額	5,147 千円			
R5 年度 決算額	5,039 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1
事業名	花いっぱい運動事業			生涯学習の充実 (活力あるまちづくり活動の推進)
事業の目的		地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高めるとともに、きれいな地域づくりを促進する。 参加23団体 努力賞 上限1万円 優秀賞 2万円（学校2、地域3） 最優秀賞 3万円（学校1、地域3）		
事業の内容・効果		花いっぱい運動で、すばらしい成果を上げている地域・学校を表彰し、地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高められた。		
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	410 千円
	項	社会教育費	執行済額	350 千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	85.4%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		環境美化を地域ぐるみで推進するための事業で対応、関与は必要である。	
有効性	4 3 2 1 高 ☐ ☒ ☐ ☐ 低		優秀団体を表彰することにより関心・意欲を高めているので有効であるが、取組みに地域差はある。	
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		全参加団体に対して一定の報償金を支出して事業が実施されており効果的であった。	
R3 年度 決算額	379 千円		外部評価委員会の意見 地域住民の意識を啓発し、環境美化を目指したまちづくりとしての事業を望みたい。	
R4 年度 決算額	370 千円			
R5 年度 決算額	350 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1 生涯学習の充実 (青少年の健全育成)
事業名	令和6年はたちの集い式典事業			
事業の目的		20歳を迎えた青年の新たな門出を祝福し激励するとともに、社会からの信頼と期待に応えられる社会人になるための自覚と認識を促進する。		
事業の内容・効果		城里町立中学校の卒業者及び城里町に住所を有する者で、20歳に達した青年男女に対し、感染症対策を施して、はたちの集いを開催した。 行政のみの運営ではなく、対象者から実行委員を募集して組織し、評価・実践に参加してもらった。 大人としての自覚と意識の高揚が高められた。 対象者 166人 参加者 127人 参加率 76.5%		
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	523千円
	項	社会教育費	執行済額	442千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	84.5%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		実行委員(対象者)と協働し、事業の目的達成に貢献していて妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		対象者が自分の生まれ育った郷土のすばらしさを再認識するとともに、大人としての自覚と認識がなされ有効であった。	
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		対象・負担とも適切である。	
R3年度 決算額	453千円		外部評価委員会の意見 対象者から実行委員を募って式典を行っているが、地元を離れている者が大半であり、毎年、実行委員の応募に苦慮している現状があるので、良い方法を検討して、今後も事業の継続を望みたい。	
R4年度 決算額	510千円			
R5年度 決算額	442千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1
事業名	青少年育成城里町民会議事業			生涯学習の充実 (青少年の健全育成)
事業の目的		町民一体となって、次代を担う青少年の健全育成を図る。		
事業の内容・効果		町民会議では、明るく楽しい家庭づくりを推進するために、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。また、図画・作文コンクール事業を実施し、「家庭の日」の普及、啓発活動に努めた。		
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	990 千円
	項	社会教育費	執行済額	990 千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	100.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		子どもから見た家庭の団らん等、家庭生活を題材に作品を募集することによって、「家庭の日」に対する意識の高揚が図られ、有効な手段である。	
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		図画や作文を展示することにより、町民に家庭の果たす役割の重要性を認識させ、家族や親子のふれあいを深める良い機会となった。	
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		優先順位はなく公平である。	
R3 年度 決算額	990 千円		外部評価委員会の意見 青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、今後も継続して事業を実施されたい。 さらに、今後は地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取り組みを検討されたい。	
R4 年度 決算額	990 千円			
R5 年度 決算額	990 千円			

令和5年度事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策 1
事業名	コミュニティセンター城里自主事業			生涯学習の充実 (芸術・文化事業の開催)
事業の目的		コンサート等の公演を開催し、芸術・文化を鑑賞する機会を町民に提供することで、芸術文化の高揚に努める。		
事業の内容・効果		コミュニティセンターのホールにおいて、令和 6 年 3 月に「よしもとお笑いライブ IN 城里 2024」を開催した。 また、小中学生の「音楽のつどい」の中で町出身の音楽家等のゲストコンサートを行った。 来場者数 544 人（未来場 7 人） 売上額 1,928,500 円（1 席 3,500 円×売上枚数 551 枚）		
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	5,368 千円
	項	社会教育費	執行済額	5,154 千円
	目	コミュニティセンター費	予算執行率	96.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		町民の芸術文化に対する意識の高揚に寄与しているため、今後も開催を計画することが望ましい。	
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		身近な場所で、芸術文化に触れあう機会を提供できるため、有効である。	
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		歳入の面を見れば、座席数 600 席の収入で多くは望めないが、上記の有効性を考慮すれば、事業の効果はあった。	
R3 年度 決算額	4,172 千円		外部評価委員会の意見 音楽のつどいと連携し、小中学生等が芸術に触れる機会を提供したことは評価できる。 今後も様々な芸術・文化に触れる企画を、教育委員会の関連事業との連携を図りながら推進されたい。	
R4 年度 決算額	5,460 千円			
R5 年度 決算額	5,154 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策2	
事業名	城里町マラソン大会		生涯スポーツの充実	
事業の目的			町民の健康維持と体力づくり、並びに児童生徒の体力向上を目的とし、マラソン大会を開催する。	
事業の内容・効果			上記目的を達成するため、城里町に在住・在学・在勤する小中学生、一般人（高校生以上）を対象に、令和4年度に続き日本自動車研究所城里テストセンターで大会を開催した。 参加者計 343 人 内訳）小学生 149 人 中学生 157 人 一般 37 人	
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	1,322 千円
	項	保健体育費	執行済額	1,233 千円
	目	保健体育総務費	予算執行率	93.3%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 高 3 ☒ 2 ☐ 1 ☐ 低		事業目的達成に貢献している。	
有効性	4 高 3 ☐ 2 ☒ 1 ☐ 低		町民の体力増進、児童・生徒の体力向上に寄与できる。	
効率性	4 高 3 ☒ 2 ☐ 1 ☐ 低		対象・負担とも適切である。実施方法も工夫され、スムーズな運営がなされた。	
R3 年度 決算額	0 千円		外部評価委員会の意見 会場が変わって2回目の開催だったが、前回の課題が改善され、参加者も増えているので大いに評価できる。 町民の体力増進、児童生徒の体力向上に係る事業として有効であるため、今後も工夫を重ね継続されたい。	
R4 年度 決算額	991 千円			
R5 年度 決算額	1,233 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護			施策1 地域文化の伝承
事業名	文化財保護事業（地域文化の伝承）			施策2 文化財の保護とPR
事業の目的		地域住民により長く伝承され、地域に根ざした郷土民俗芸能の保存・継承活動の助成		
事業の内容・効果		町指定無形民俗文化財の保存団体である古内大杉ばやし保存会と下赤沢民俗芸能保存会（文化財名「八木節源太おどり」）が運営事業補助金の交付対象で、活動のあった古内大杉ばやし保存会に補助金を交付した。		
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	102 千円
	項	社会教育費	執行済額	51 千円
	目	文化財保護費	予算執行率	50.0 %
評価項目	評価		理由	
妥当性	4321 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		町の無形文化財として指定されている保存団体を対象としていることから、助成対象とすることは妥当である。	
有効性	4321 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		運営事業補助金は、保存団体の活動支援として有効である。	
効率性	4321 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低		補助金は、保存団体の活動のうち団体が必要な内容に優先的に使用できるため、事業目的に対し一定の効率性は確保できる。	
R3 年度 決算額	102 千円		外部評価委員会の意見 地域文化の伝承事業として有効である。 保存会として指導者、演者等の育成にも配慮し、町内外への発表など啓発に力を入れるとともに、他の民俗芸能の発掘にも努めてほしい。	
R4 年度 決算額	0 千円			
R5 年度 決算額	51 千円			

令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護		施策2	
事業名	文化財保護事業(文化財保護とPR)		文化財の保護とPR	
事業の目的		文化財の保護・保存と国民の文化的向上を目的とする文化財保護法に則り、有形・無形・埋蔵文化財の保護、保全を行う。		
事業の内容・効果		指定文化財をはじめとする町文化財について協議するために文化財保護審議会を運営し、その結果に従って必要な措置を行った。 令和5年度は、町が所有する文化財敷地等の管理を行った。		
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	3,470 千円
	項	社会教育費	執行済額	2,747 千円
	目	文化財保護費	予算執行率	79.2%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	指定文化財の保護保全について必要な措置を行った。埋蔵文化財包蔵地について、必要な手続きを実施し県に進達した。いずれも事業目的に対し実施は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	事業目的に対し、実施内容は有効である。		
効率性	4 3 2 1 高 ☒ ☐ ☐ ☐ 低	文化財保護については長期的な取り組みが必要であり、必要な対応を適宜行っている。		
R3年度 決算額	1,930 千円	外部評価委員会の意見 町の有形、無形、地域の歴史、文化を語り継いでいくことは自治体の役目である。今後も埋蔵文化財の保護と活用、PRに努められたい。 ただし、保護事業・予算措置については長期的視野で計画的な執行に配慮されたい。		
R4年度 決算額	1,975 千円			
R5年度 決算額	2,747 千円			

教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催回数

定例会	12回
臨時会	3回

(2) 教育委員会定例会及び臨時会での議案等の件数

総件数	49件
議案	33件
承認	6件
報告	10件
要望	0件
選挙及び指定	0件

(3) 会議録の作成方法

要旨の筆記

(4) 教育委員会定例会及び臨時会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 臨時会	・城里町教育委員会教育長職務代理者の指名について
4月 定例会	・城里町立学校評議員の委嘱について ・城里町スポーツ推進委員の委嘱について ・城里町文化財保護審議会委員等の委嘱について
5月 定例会	・城里町学校運営協議会の設置並びに学校運営協議会委員の任命について ・城里町地域クラブ活動推進協議会委員の委嘱について ・区域外就学許可承認申請について
6月 定例会	・令和5年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の交付額の決定について ・令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定について ・令和5年度特別支援教育就学奨励費の交付決定について ・城里町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について ・城里町図書館協議会委員の委嘱について ・城里町教育支援委員会委員の委嘱について ・城里町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

月	審 議 内 容
6 月 定例会	・ 城里町学校運営協議会委員定数の変更並びに学校運営協議会委員の任命について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 令和 5 年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
7 月 定例会	・ 令和 6 年度小中学校において使用する教科用図書並びに小中学校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書の採択について ・ 学区外就学許可承認申請について ・ 令和 5 年度特別支援教育就学奨励費の追加交付決定について
8 月 定例会	・ 学区外就学許可承認申請について ・ 城里町学校運営協議会の設置並びに学校運営協議会委員の任命について ・ コミュニティセンター運営委員会委員の委嘱について ・ 城里町文化財保護審議会への諮問について ・ 令和 5 年度準要保護児童生徒の追加認定について ・ 令和 5 年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
9 月 定例会	・ 学区外就学許可承認申請について ・ 城里町立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱規則の一部を改正する規則について
1 0 月 定例会	・ 区域外就学許可承認申請について ・ 城里町入学等支援金交付要綱の制定について
1 1 月 定例会	・ 学区外就学許可承認申請について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 城里町学校運営協議会の設置並びに学校運営協議会委員の任命について ・ 令和 5 年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
1 1 月 臨時会	・ 学校歯科医の委嘱について
1 2 月 定例会	・ 学区外就学許可承認申請について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 城里町教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について
1 月 定例会	・ 学区外就学許可承認申請について ・ 区域外就学許可承認申請について ・ 城里町スクールバス運行に関する要綱の制定について ・ 区域外就学許可承諾申請について

月	審 議 内 容
2 月 定例会	・区域外就学許可承認申請について ・令和 6 年度新入学児童生徒学用品費事前支給に係る準要保護児童生徒の認定について ・城里町地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について ・城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する告示について
3 月 臨時会	・区域外就学許可承諾申請について ・令和 5 年度末、令和 6 年度始管理職人事内申について
3 月 定例会	・令 6 年度城里町奨学生採否の決定について ・区域外就学許可承認申請について ・学校薬剤師の委嘱について ・城里町行政組織の見直しに伴う関係教育委員会訓令の整備に関する訓令について

会議運営上の主な工夫

「議案等」以外に、教育長報告、その他の報告を加え、その時々にあった案件について協議を行った。

(5) 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

4 月	・年度初めの辞令交付式
6 月	・教育委員による学校訪問
7 月	・城里町総合教育会議
9 月	・城里町総合教育会議（第 2 回）
1 月	・教育委員による学校訪問（2 日目）
3 月	・年度末の辞令交付式

教育委員の研修会等

6 月	茨城県市町村教育委員会連合会総会	(書面決議)
7 月 1 0 日	東茨城郡教育委員会連絡協議会定期総会	(城里町)
1 0 月 2 7 日	東茨城郡教育委員会連絡協議会役員会	(茨城町)
1 1 月 2 8 日	東茨城郡教育振興大会	(茨城町)
2 月 2 6 日	新任教育長及び教育委員並びに新任職員 研修会	(動画配信)

学校訪問	小学校 5 校 中学校 2 校
入学式・卒業式	小学校 5 校 中学校 2 校
運動会・体育祭	小学校 5 校 中学校 2 校
その他	町 P 連研修会、はたちの集い 花いっぱい運動審査会

○反省点

毎月 2 5 日に開催している定例会及び随時開催の臨時会は、ともに、城里町教育委員会会議規則に則り運営されている。

定例会については、毎月 2 5 日午前 9 時 3 0 分から開催と内部で決めているが、各委員の予定に合わせた 2 5 日前後の開催日になっている。

また、審議内容を深めるために、議案書を事前に各委員へ配付し、委員会内での意見の集約、統一を図ることに努めている。緊急の案件に対しては、必要に応じて臨時会を開催し、委員会としての意見の統一化を図っている。

今後も、公正公平な判断のもと、さらに委員会活動が活発になるように努めていきたい。

令和5年度教育長及び教育委員名簿

(令和5年4月3日現在)

職 名	氏 名	任期 回数	当初任命日	現在の任期	女性 委員	保護者
教育長	そえた さとし 添田 智	1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1 ~ R 5. 7. 12		
教育長 職務代理者	ながやま とおる 長山 透	1	R 3. 3. 25	R 3. 3. 25 ~ R 7. 3. 24		
委 員	わたひき ひとみ 綿引 ひとみ	1	R 2. 4. 1	R 2. 4. 1 ~ R 6. 3. 31	○	
委 員	かすや しんいち 粕谷 真一	1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1 ~ R 9. 3. 31		
委 員	ひらつか しんいち 平塚 真一	1	R 5. 4. 1	R 5. 4. 1 ~ R 8. 4. 22		○

教育委員会外部評価委員の意見

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

A L T設置事業については、A L Tと小中学校教員及び各学校教員間の連携を図りながら効果ある指導に努め、人員確保のみでなく人材確保にも力点をおかれ継続されたい。加えて、英語圏を始めとした国々と日本との文化の違いを正しく理解したり考えたりできる教育環境づくりにも努められたい。

T T非常勤講師配置事業については、A L T設置事業と同様、学校関係職員との協調関係を図るとともに、各校の児童数や児童の特性に配慮して、学年にかかわらず配置するなどの工夫を今後も継続されたい。

また、学校のI C T環境が整備されてきているので、A L T設置事業・T T非常勤講師配置事業の各事業において、教員と連携を図りながら動画や音声などのデジタル教材を含めタブレット端末を活用した学習に取り組んでいただきたい。

適応指導事業については、不登校になる児童生徒は増える傾向にあり、その要因も様々であることから、児童生徒一人一人の状況に合わせた対応が求められている。学校復帰のみを目標とせず、校内フリースクールとの連携を図りながら、児童生徒が家庭外で生活できる場所となるよう事業を継続されたい。

ふれあいの船事業については、コロナ禍後4年ぶりに以前と同様に事業を実施したことは大いに評価できる。今後も児童数の減少、保護者の希望等を考慮して、運営や参加体制の検討を望みたい。

特別支援教育就学奨励費事業については、発達障害など支援を必要とする児童が増える傾向にあり、国庫補助事業でもあるため継続事業とされたい。

安心して学べる教育環境の整備

就学支援事業については、一人親世帯や低所得世帯など経済的支援を必要とする家庭は一定数あるので、児童生徒の教育環境を維持するため支援項目の拡大を検討しつつ今後も継続事業とされたい。

生涯にわたって学べる環境の整備

花いっぱい運動事業については、地域住民の意識を啓発し、環境美化を目指したまちづくりとしての事業を望みたい。

はたちの集い式典事業については、実行委員の応募に毎年苦慮している現状が

あるようだが、対象者本人達が事業に関わることは有意義なことなので、良い方法を検討して、今後も事業の継続を望みたい。

青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、継続事業であるが、県内には独立機関として実施しているところもあるので、将来的に検討してはどうか。

コミュニティセンター城里自主事業については、小中学校の音楽のつどいと連携するなど、これまでにない事業が実施された。今後も様々な芸術・文化に触れる企画を、教育委員会の関連事業との連携を図りながら推進されたい。

マラソン大会については、会場が変わって２回目の開催だったが、前回の課題が改善され、参加者も増えているので大いに評価できる。町民の体力増進、児童生徒の体力向上を図れる有効な事業であるため、今後も、町民への啓発に努め、参加者を増やす方法を工夫されたい。

郷土の文化の継承と文化財の保護

地域に引き継がれている伝統文化・伝承事業として有効なものの存続や、町の財産である文化財の保護について計画的に予算化し、保存に努めるとともに、発表や公開の機会を増やすなどその活用とＰＲに努められたい。

各学校においては、「城里学ぶっく」の活用を通して、郷土理解や郷土愛を深めていただきたい。また、地域の人たちへの興味関心の喚起や啓発活動をお願いしたい。

【 総 合 意 見 】

外部評価の対象となった１３事務事業についての評価を基にして、各事業についての見直しと今後の効果的な運営に努められたい。

また、少子化に伴い、教育効果や地域住民の啓発について、他の機関との連携や開拓（新たな手法）を望むとともに、郷土文化の継承と文化財の保護についても教育委員会事業として創意工夫されたい。

文化財関係の予算については、限られた財源の中で長期的な計画の基、効率的な運営を推進されたい。

学校においては、児童生徒の学習環境に限らず校務においてもＩＣＴ化が進んでいる状況にある。児童生徒がＩＣＴ環境を十分に活用できるよう、教職員のＩＣＴ環境の整備や研修を計画的に実施していただきたい。

教育委員会活動については、教育環境を十分に把握した上で、教育活動への支援に力を注いで教育力の向上に努めていただきたい。また、認定こども園から小

学校へと円滑に移行できるよう、学びの連続性を意識した指導内容・指導方法の在り方を検討していただきたい。さらに廃校施設の利活用についても、継続して有効利用を検討していただきたい。

令和5年度は、ふれあいの船事業をはじめ多くの事業がコロナ禍以前と同様に実施された。今後も引き続き、デジタル社会への移行に対応しながら、子どもから大人まで全ての世代が学び、参加できる事業を推進していただきたい。

令和 7 年 2 月 17 日

外部評価委員 松崎 忍

外部評価委員 阿久津 双子

外部評価委員 平場 寿夫